契 約 書

（例：一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約　条例第４条第１号）

（候補者氏名）（以下「甲」という。）と（契約の相手方）（以下「乙」という。）とは、選挙運動における自動車の運行について、次のとおり請負契約を締結する。

１　車種及び自動車登録番号又は車両番号

２　運行期間　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

３　請負代金　　　　　　円（１日につき　　　　　円）

（消費税及び地方消費税額を含む。）

４　代金支払方法及び期限

甲は、契約期間終了後乙の請求があった日から　日以内に、乙の指定する方法により代金を支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により一戸町に帰属することとならなかった場合には、一戸町議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第４条第１号に規定する額の範囲内の代金については、乙は岩手県一戸町長に請求するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙、記名押印してそれぞれその１通を保有するものとする。

令和３年　月　日

甲　　　住　所

氏　名　　　　　　　　 　　　　　　　　印

乙　　　住　所

法人の名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　 印

契 約 書

（例：自動車借入契約　条例第４条第２号 ア）

（候補者氏名）（以下「甲」という。）と（契約の相手方）（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動に使用する自動車を甲が乙から借入れることについて、次のとおり契約を締結する。

１　車種及び自動車登録番号又は車両番号

２　借入れ期間　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

３　借入れ代金　　　　　円（１日につき　　　　円）

（消費税及び地方消費税額を含む。）

４　代金支払方法及び期限

甲は、借入期間終了後乙の請求があった日から　日以内に、乙の指定する方法により代金を支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により一戸町に帰属することとならなかった場合には、一戸町議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第４条第２号アに規定する額の範囲内の代金については、乙は岩手県一戸町長に請求するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙、記名押印してそれぞれその１通を保有するものとする。

令和３年　月　日

甲　　　住　所

氏　名　　　　　　　　 　　　　　　　　印

乙　　　住　所

法人の名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　 印

契 約 書

（例：燃料供給契約　条例第４条第２号 イ）

（候補者氏名）（以下「甲」という。）と（契約の相手方）（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動に使用する自動車に甲が乙から燃料の供給を受けることについて、次のとおり契約を締結する。

１　燃料の種類

２　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

３　燃料供給単価　１リットル当たり　　円　銭（消費税及び地方消費税額を含む。）

４　契約金額　上記３の単価に期間中の供給送料を乗じた額（１円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する。）を契約金額とする。

５　燃料供給期間　令和３年　月　日から令和３年　月　日まで

６　代金支払方法及び期限

甲は、供給期間終了後乙の請求があった日から　日以内に、乙の指定する方法により代金を支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により一戸町に帰属することとならなかった場合には、一戸町議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第４条第２号イに規定する額の範囲内の代金については、乙は岩手県一戸町長に請求するものとする。

７　その他

乙は、給油の際に甲に交付する給油伝票に、日付、燃料供給量、金額のほか、上記２の自動車登録番号又は車両番号のうち４桁以下のアラビア数字を記載するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙、記名押印してそれぞれその１通を保有するものとする。

令和３年　月　日

甲　　　住　所

氏　名　　　　　　　　 　　　　　　　　印

乙　　　住　所

　　　　法人の名称

　　　　代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　 印

契 約 書

（例：運転手雇用契約　条例第４条第２号 ウ）

（候補者氏名）（以下「甲」という。）と（契約の相手方）（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動に使用する自動車の運転手として甲が乙を雇用することについて、次のとおり契約を締結する。

１　雇用期間　令和３年　月　日から令和３年　月　日まで

２　報酬額　　　　円（１日につき　　　　円）

３　報酬支払方法及び期限

甲は、供給期間終了後乙の請求があった日から　日以内に、乙の指定する方法により代金を支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により岩手県に帰属することとならなかった場合には、一戸町議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第４条第２号ウに規定する額の範囲内の報酬について、乙は岩手県一戸町長に請求するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙、記名押印してそれぞれその１通を保有するものとする。

令和３年　月　日

甲　　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　　住　所

法人の名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　 印